

小野町タクシー利用料金助成制度を 4月から開始します！

小野町タクシー利用料金助成制度は、高齢者などを中心とする「交通弱者」の移動支援を目的として、昨年9月から10月までの2カ月間、試行実施してまいりましたが、4月から本格施行することになりました。対象者などについては下表のとおりです。

なお内容が試行時から一部変更になっていますのでご注意ください。

詳しくは企画政策課までお問い合わせください。

☎企画政策課 ☎72-6939

■タクシー利用料金助成制度

対象者	次の①から④までのうち、いずれかに該当する方が対象です。 ①70歳以上の方 ②身体障がい1級・2級または療育手帳を交付されている方 ③妊産婦(妊娠中または産後12カ月以内) ④運転免許証自主返納者	利用条件	・町内での乗降車に限る ・利用回数は月16回まで ※利用目的は原則、通院や買い物、食事、銀行その他各種手続きとします。(遊興などでは利用できません)
助成額	乗車料金の800円を超えた分を町が助成します。 (例)乗車料金2,000円 →町負担1,200円、利用者負担800円 ※介護保険による介護タクシーも助成の対象となります。	利用時間	午前7時から午後7時まで (通院および緊急を要する場合は午後9時まで)
利用方法	「対象者証」を乗車時または降車時にタクシーの運転手へ提示してください。	開始日	4月1日④から(予定)
		対象者証	◎役場窓口で申請を受け付け、即日発行します。(申請期間は、3月27日⑤からです) ◎ただし次に該当する方は、後日町から対象者証を郵送する予定です。 ・試行時に対象者証を申請した方で左記「対象者①③④」に当てはまる方 ・試行時に制度を利用した方で左記「対象者②」に当てはまる方

ファミたんカードが新しくなります

全国で利用できる新しいファミたんカードを、3月上旬に保育園や幼稚園、学校などを通してお子さんに配布しています。お子さんが保育園などを利用していない場合や、カードを3月末までに受け取れなかった、失くしてしまった場合は、子育て支援課までお申し込みください。

なお古いカードは、平成32年3月末まで使用できますが、平成29年4月以降については福島県以外では使用できませんのでご注意ください。

◆配布対象

18歳未満(18歳に達して最初の3月31日を迎えるまで)のお子さん

◆配付枚数

お子さん1人につき1枚

◆ファミたんカードとは？

- ・福島県で実施している「子育て応援パスポート」事業により、協賛店でカードを提示すると、お店のご厚意により割引きなどさまざまなサービスを受けることができます。
- ・サービス内容はお店によって変更となる場合がありますので、ご利用の前に必ずお店の方に確認してください。

※平成28年4月から「子育て応援パスポート」の全国共通展開が始まっており、今回の新しいカードは全国で利用可能です。(神奈川県のみ平成29年4月から参加予定)

☎子育て支援課

☎72-2212

